

全国港湾Fax通信

No.

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番)全国港湾18FAX第8号
(宛先) 各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 殿	2018年 8月 6日 時 分 (発信者) 全国港湾書記局

(件名)

8/1 港労法問題労使検討委員会の経過について

(本文) 標記、検討委員会(及び労側事前打ち合わせ)の経過について下記の通り報告する。

記

1. 日 時：2018年8月1日(水)13時30分～14時40分

2. 場 所：日本港運協会地下会議室

3. 参加者(労側)

(1) 港労法問題労使検討委員

松本、柏木、遠藤、真島、松永、竹内、瀬川、光部

(2) 港湾労働政策検討委員会

松本、竹内、光部、松永、磯田、岡部、園田、瀬川、佐藤、玉田、藤木

(3) 6大港担当委員

阿部(東京港湾)、大溝(川港労協)、東海(全横浜港湾)、藤井(名港労協)、三宅・渡辺(大港労協)、崎田(神戸港湾)、松永(関門港湾)

4. 労側打ち合わせ

(1) 会議に先立ち、労側の打ち合わせを行い、会議の進め方等について意思統一した。

① 会議の主要課題は、前回会議(7/2)の確認に基づき、港湾労働法の全港・全職種適用の労使合意をふまえ、今後の具体化を進めることで、その為に厚労省の考え方を質していくことである。

② そのうえで、厚労省を交えた意見交換を終えた後、労使で、検討会の進め方について確認する。

(2) 打ち合わせ会議のなかでの意見をふまえて、次の点を確認して、検討委員会に臨むこととした。

① 厚生労働省が、港労法の全港・全職種適用について、どのような考え方を出示してくるか不明であるが、組合側は「全港・全職種適用」を主張していく。

② 全港・全職種適用に係って全国港湾内での意思統一をより深めていく。

③ 港湾倉庫の問題は、厚労省をして「法律運用の問題」、「法律と実態の矛盾」などを認識できるよう問題提起する。

- ④ 今後の進め方としては、議論の混乱を避けるため、全港・全職種適用の課題と特定港湾倉庫問題は現行の港労法問題労使検討会で協議し、港湾倉庫問題と日雇い不使用協定の徹底の問題は、港湾労働政策検討委員会と6大港担当委員が合同で対応することとし、これを業側に提起し確認を得るよう進める。

5. 検討委員会の概要

- (1) 冒頭に、鶴岡検討委員会委員長が、18春闘において「港労法の全港・全職種適用を労使合意」したことを厚生労働省に報告した。そのうえで、厚生労働省として、これを受け止めてどのように考えるかを質した。
- (2) 厚生労働省は、要旨次の通り述べた。
- ① 労使合意の件は、春闘後にも報道などで承知していたが、本日あらためて労使代表から報告を受けた。そのうえで、次の考え方を述べた。
- イ、港湾労働法の適用拡大の条件の一つが労使合意であり、このことが成ったということを受撃に受け止める。
- ロ、そのために、行政として検討を重ねていく。
- ハ、行政としては、今秋以降の労政審港湾労働専門部会で議論をしていくことになるだろうと考える。もちろん、専門委員会の委員長にも取り扱いを相談していくことになる。
- (3) 厚生労働省の考え方をふまえて要旨次の意見交換を行った。
- ① 組合側からの主な意見は要旨次の通り。
- イ、労使合意が成ったことで、次のステージは法改正に向かうことになる。その意味で、秋から始まる港湾労働安定等計画の審議は、これを前提で進めるということがいいか。
- ロ、行政交渉の経緯から、厚労省として労使の意見を尊重する立場で進めると理解していいか。当然、審議会の議題に乗せると考えていいか。
- ハ、審議会は3者構成の会議だが、公益人側の反対があった場合は、どう対応するのか。全港・全職種適用をメインテーマにして
- ニ、港湾倉庫問題は、10%の基準が現行の物流倉庫の事情に合わなか唸っていること、派遣法・事業法との整合性の不備など様々な壁がある。これを踏まえて、6大港の官・労・使を集めた会議を行うなど、実態に即した法律や政令の見直しの議論を進める必要がある。
- ② これらの意見に、行政は要旨次の通り回答した。
- イ、労使合意は、適用拡大の一つの条件であって、財政・人員を含む体制など、検討すべきことはある。指摘のように「議論の前提とする」ということは約束できない。
- ロ、公益も含めた議論を進め、三者合意ができるよう検討することになる。その意味で、行政として、いずれかの立場に立つということにはならない。
- ハ、今後の審議日程は確たるものは言えないが、秋口から取り掛かろうとしている。
- ③ 業側から、「現行法があり、これが潰されるような事態になることは避けなければならない。労使の合意は、現行法がなくなるといことが前提だ」、「港湾労働法の

役割は基本的には終えている。それは、日雇い依存率の低さから明らかだ」、「その意味で、現行法の役割の終焉、ごく一部の産業に対する特別法という性格から、法律が廃止される危険性は避けたい」との発言があった。

組合側は、この発言の撤回を求めると同時に、波動性への対応の今日的意義、港湾労働者の福祉を支える法律の主旨が理解されていないと追求した。業側は、外部から見たら、法律の意味が疑問視される危険性があるという主旨だと繰り返し、組合側は、その場合は労使が闘う覚悟をもつべきで、少なくとも組合は断固とした運動を組織すると追求した。また、規制緩和論者の法律への攻撃については、この間の労使の議論でも警戒を確認してきたと再確認した。

- ④ 組合側から、2019年4月1日から施行される新たな港湾労働安定等計画に、労使合意の意義の重さを踏まえて、改正に向けた意思を書き込めるよう厚労省に迫り、厚労省は、各委員の意見、審議の経過を尊重するとした。また、労使の審議委員の意見交換の場を提起し、業側も検討するとし、意見交換の場を終えた。

6. 検討委員会の討議内容について

上記の議論の後、引き続き、労使検討委員会を再開した。

- (1) 組合側より、今後の進め方について次の通り提起した。

- ① 議論の混乱を避けるため、全港・全職種適用の課題と特定港湾倉庫問題は現行の港労法問題労使検討会で協議し、港湾倉庫問題と日雇い不使用協定の徹底の課題は、6大港を中心とした構成での委員会で協議すること。
- ② 組合側は、そのメンバーの選定を終えているので、これが、確認できれば、さっそく日程調整を開始して、議論に入りたい。

- (2) 組合側の提案について、業側もこれに同意した。そのうえで、次の通り確認を行い、会議を終えた。

- ① 特定港湾倉庫問題と全港・全職種問題の課題を検討する会議は、行政の動きを見る必要もあるので、そこを見たらうで別途会議日程を設定する。
- ② 港湾倉庫問題と日雇い不使用協定の履行の問題については、9月初旬を目途に会議を設定する。
- ③ 二つの会議の構成について、事務局間でメンバーの確認を行う。

以上